

## 1. 議事日程

〔平成23年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目〕

平成23年 9月 9日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 認定第1号 平成22年度安芸高田市一般会計決算の認定について                      |
| 日程第4  | 認定第2号 平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について                |
| 日程第5  | 認定第3号 平成22年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について                  |
| 日程第6  | 認定第4号 平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について               |
| 日程第7  | 認定第5号 平成22年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について                  |
| 日程第8  | 認定第6号 平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について                |
| 日程第9  | 認定第7号 平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について               |
| 日程第10 | 認定第8号 平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について         |
| 日程第11 | 認定第9号 平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について              |
| 日程第12 | 認定第10号 平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について              |
| 日程第13 | 認定第11号 平成22年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について      |
| 日程第14 | 認定第12号 平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について               |
| 日程第15 | 認定第13号 平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について              |
| 日程第16 | 認定第14号 平成22年度安芸高田市水道事業決算の認定について                     |
| 日程第17 | 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                      |
| 日程第18 | 議案第65号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第19 | 議案第66号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第20 | 議案第67号 財産の無償譲渡について【上佐々井集会所・中佐々井集会所・北原集会所・高田原多目的集会所】 |
| 日程第21 | 議案第68号 財産の無償貸付について【上佐々井集会所・中佐々井集会所・北原集会所・高田原多目的集会所】 |
| 日程第22 | 議案第69号 安芸高田市総合計画審議会条例の一部を改正する条例                     |

- 日程第23 議案第70号 三次市の公の施設の設置に関する協議について
- 日程第24 議案第71号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第72号 財産の無償譲渡について【甲田浅塚公民館】
- 日程第26 議案第73号 財産の無償貸付について【甲田浅塚公民館】
- 日程第27 議案第74号 平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第75号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第76号 平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第77号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第78号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第79号 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第80号 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第81号 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第82号 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第83号 平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	前重昌敬	2番	石飛慶久
3番	児玉史則	4番	大下正幸
6番	水戸眞悟	7番	先川和幸
8番	山根温子	9番	穴戸邦夫
10番	山本優	11番	前川正昭
12番	秋田雅朝	13番	赤川三郎
14番	青原敏治	15番	金行哲昭
16番	入本和男	17番	今村義照
18番	亀岡等	19番	塚本近
20番	藤井昌之		

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

13番

赤川三郎

14番

青原敏治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
総務部長	沖野文雄	企画振興部長	竹本峰昭
市民部長	新川昭夫	福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文
産業振興部長	清水勝	建設部長兼公営企業部長	河野正治
教育次長	沖野和明	消防長	光下正則
会計管理者	森川薫	八千代支所長	藤本宏良
美土里支所長	小笠原義和	高宮支所長	藤井静雄
甲田支所長	益田茂樹	向原支所長	岡崎賢志
総務課長	杉安明彦	行政経営課長	西岡保典
政策企画課長	山平修	代表監査委員	木原張登
監査委員事務局長	神岡眞信		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	立田昭男	事務局次長	外輪勇三
主査	森岡雅昭	専門員	藤堂洋介



午前 10時00分 開会

- 藤井議長 それでは皆さん、おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は19名であります。  
定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
立田事務局長。
- 立田事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育委員長、代表監査委員より本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について2件の報告がありました。  
第3点、市長より平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について、監査委員の審査意見書を付して提出がありました。なお、報告書及び審査意見書については、先般議案と一緒に送付済みでございます。  
第4点、監査委員より平成23年7月例月出納検査の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 藤井議長 なお、本日の説明委員の出席予定者であります佐藤教育長より、所用のため欠席の届け出がありましたので、御報告をいたします。  
以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、13番 赤川三郎君、及び14番 青原敏治君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について議会運営委員長長の報告を求めます。  
議会運営委員長 金行哲昭君。
- 金行議会運営委員長 報告します。  
平成23年第3回定例会の運営につきまして、去る8月11日及び9月2日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたしま

す。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から10月4日までの26日間といたしました。議事の都合により、9月10日、11日及び9月15日から10月3日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、認定14件、諮問1件、議案19件の、計34件でございます。

議案の審議につきましてでございますが、認定第1号から認定第14号までの14件は、一括して提案理由、監査委員の報告を受け、質疑があれば質疑の後、お手元の付託表のとおり、決算常任委員会に付託することといたしました。

諮問1件につきましては、委員会付託を省略することにいたしました。

議案第66号から68号の3件、及び議案72号と73号の2件につきましては、議事の都合上、一括議題とさせていただきます。議案第74号から83号は、お手元の付託表のとおり、提案理由の説明後、質疑を受け、予算常任委員会へ付託することにいたしました。その他の議案につきましては、委員会の付託を省略することにいたしました。

次に、一般質問の取り扱いですが、12名から通告がありましたので、2日間の日程とし、通告順に、9月12日が6名、13日を6名といたします。

以上で報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は26日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、よって、会期は26日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

- |       |       |                                       |
|-------|-------|---------------------------------------|
| 日程第3  | 認定第1号 | 平成22年度安芸高田市一般会計決算の認定について              |
| 日程第4  | 認定第2号 | 平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について        |
| 日程第5  | 認定第3号 | 平成22年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について          |
| 日程第6  | 認定第4号 | 平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について       |
| 日程第7  | 認定第5号 | 平成22年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について          |
| 日程第8  | 認定第6号 | 平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について        |
| 日程第9  | 認定第7号 | 平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について       |
| 日程第10 | 認定第8号 | 平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第9号 | 平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について      |

- 日程第12 認定第10号 平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第11号 平成22年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第12号 平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第13号 平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第14号 平成22年度安芸高田市水道事業決算の認定について

○藤井議長 日程第3、認定第1号「平成22年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第16、認定第14号「平成22年度安芸高田市水道事業決算の認定について」の件までの14件を一括して議題といたします。  
議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。本日、平成23年第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方御多用の中、御参集賜りまことにありがとうございます。

この夏は連日の猛暑に加え、盆を過ぎても厳しい残暑が続きましたが、先日の台風の通過後、やっと秋らしいさわやかな天候になりつつあるように思います。

さてこのたびの定例会へは、平成22年度の決算認定議案14件、諮問1件、条例及び補正予算関係の議案19件を提出いたしております。どうかよろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

それではまず、認定第1号から認定第14号までの提案理由について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、平成22年度安芸高田市一般会計決算及び各特別会計決算並びに安芸高田市水道事業決算の認定を求めらるるものであります。認定第1号から認定第14号まで、一括して説明をさせていただきます。

最初に、認定第1号、平成22年度安芸高田市一般会計決算は、歳入総額256億1,782万1,763円、歳出総額247億3,523万3,876円で、実質収支6億1,810万5,887円となりました。

次に、認定第2号、平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算は、歳入総額37億9,829万7,540円、歳出総額34億9,718万271円で、実質収支3億111万7,269円となりました。

次に、認定第3号、平成22年度安芸高田市老人保健特別会計決算は、歳入総額328万6,075円、歳出総額328万6,075円で、実質収支0円となりました。

次に、認定第4号、平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額4億812万2,372円、歳出総額4億1万3,938円で、実質収支

810万8,434円となりました。

次に、認定第5号、平成22年度安芸高田市介護保険特別会計決算は、歳入総額38億51万9,574円、歳出総額37億6,777万7,578円で、実質収支3,274万1,996円となりました。

次に、認定第6号、平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計決算は、歳入総額4,559万1,107円、歳出総額4,490万3,188円で、実質収支68万7,919円となりました。

次に、認定第7号、平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算は、歳入総額5億5,742万4,126円、歳出総額5億4,818万9,671円で、実質収支9万3,455円となりました。

次に、認定第8号、平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算は、歳入総額5億5,766万8,452円、歳出総額5億5,442万6,966円で、実質収支4万1,486円となりました。

次に、認定第9号、平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算は、歳入総額3億8,026万7,390円、歳出総額3億8,023万5,691円で、実質収支3万1,699円となりました。

次に、認定第10号、平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算は、歳入総額2億978万8,701円、歳出総額2億976万3,315円で、実質収支2万5,386円となりました。

次に、認定第11号、平成22年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算は、歳入総額896万546円、歳出総額891万4,211円で、実質収支4万6,335円となりました。

次に、認定第12号、平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算は、歳入総額5億1,194万2,186円、歳出総額5億1,178万7,016円で、実質収支15万5,170円となりました。

次に認定第13号、平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算は、歳入総額1,246万8,626円、歳出総額1,244万5,611円で、実質収支2万3,015円となりました。

次に認定第14号、平成22年度 安芸高田市水道事業決算の収益的収入及び支出の決算額は、収入額2億8,108万3,589円、支出額2億3,296万8,224円で、当年度純利益は4,186万972円となりました。当年度未処理分利益剰余金は8,582万9,782円で、そのうち減債積立金として500万円、建設改良積立金として2,000万円、修繕積立金として500万円をそれぞれ予定をしております。

次に、資本的収入及び支出の決算額は、収入額1億2,816万877円、支出額2億3,517万9,946円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億701万9,069円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額625万4,343円、過年度分損益勘定留保資金1,508万9,445円、当年度分損益勘定留保資金7,457万6,939円、及び建設改良積立金1,109万8,342円で補てんしたものであります。

以上、14議案につきまして慎重に御審議を賜り、適切なる認定をいた

だきますよう、よろしく願いをいたします。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて、会計管理者から要点の説明を求めます。

会計管理者 森川薫君。

○森川会計管理者

それでは、平成22年度安芸高田市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、決算書に基づきまして要点の御説明をいたします。

最初に、平成22年度安芸高田市一般会計の歳入歳出決算でございます。まず、全体の予算規模でございますけれども、当初予算額は231億7,400万円でございます。その後、8回の補正を行いまして、15億785万1,000円を追加をし、前年度からの繰越明許費22億647万3,000円を組みまして、268億8,832万4,000円をもちまして執行をいたしたところでございます。

決算書の5ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入の決算でございます。予算現額は268億8,832万4,000円、調定額275億7,882万2,517円に対しまして、収入済額は256億1,782万1,763円で、収納率といたしましては92.9%でございます。なお、2,412万5,855円の不納欠損処分を行いまして19億3,756万4,431円が収入未済となったところでございます。この収入未済額につきましては、繰越明許費に係る財源でございます国庫支出金、県支出金、市債、分担金負担金、それから諸収入合わせまして14億1,975万1,000円を含んでおるところでございます。

次に、7ページからの歳出の決算でございますけれども、11ページをお願いをいたしたいと思えます。予算現額268億8,832万4,000円に対しまして、支出済額は247億3,523万3,876円で、執行率は92.0%でございます。繰越明許費といたしまして、16億8,423万3,000円、これを翌年度に繰り越しをいたしております。

続きまして、14ページをお願いをいたします。以上の結果によりまして、平成22年度の一般会計の収支決算は千円単位で申し上げますが、歳入総額256億1,782万2,000円、歳出総額247億3,523万4,000円となりまして、歳入歳出差引額は8億8,258万8,000円、これを翌年度繰越をいたしました。なお、実質収支につきましては繰越明許費にかかります一般財源等2億6,448万2,000円を差し引きました6億1,810万6,000円の黒字ということになっております。このうち3億5,000万円を地方自治法233条の2の規定によりまして、財政調整基金に繰り入れをいたしました。

それでは、歳入につきまして款別に御説明をいたします。15ページをお開きください。

1款の市債でございます。収入済額34億1,444万9,877円。調定額に対する収納率は95.7%でございます。2,266万2,807円の不納欠損処分を行いまして1億3,107万1,789円が収入未済となっております。

続いて17ページをお願いいたします。2款の地方譲与税でございます。収入済額は2億3,540万7,168円でございます。

続きまして、3款の利子割交付金でございます。収入済額1,363万



5,000円でございます。

続いて、4款の配当割交付金でございます。収入済額は331万6,000円でございます。

5款の株式等譲渡所得割交付金、これは収入済額は181万9,000円でございます。

6款の地方消費税交付金でございますが、収入済額が3億77万3,000円でございます。

7款のゴルフ場利用税交付金でございますが、収入済額が3,373万9,255円でございます。

続いて、19ページをお願いいたします。8款自動車取得税交付金は、収入済額7,095万8,000円でございます。

9款地方特例交付金は、収入済額6,674万9,000円でございます。

10款の地方交付税でございますが、収入済額102億7,501万7,000円でございます。

11款の交通安全対策特別交付金は、収入済額は588万5,000円でございます。

続いて、12款分担金及び負担金でございますが、収入済額が3億4,832万1,733円で、調定額に対します収納率は93.3%でございます。143万749円の不納欠損処分を行いまして、事業の繰り越しに伴います農業費分担金など152万3,000円を含みます2,369万4,809円が収入未済となりました。

続いて23ページをお願いいたします。13款の使用料及び手数料でございます。収入済額は3億5,921万4,208円で、調定額に対します収納率は97.1%でございます。3万2,299円の不納欠損処分を行いまして、1,081万691円が収入未済となっております。

続いて、27ページをお願いいたします。27ページの下段でございます14款国庫支出金でございますが、収入済額36億8,735万729円でございます。収入未済額の6億3,043万7,000円は、事業の繰り越しに伴います災害復旧費、総務費、土木費、教育費などの国庫負担金、国庫補助金等がそれぞれ未収金となったものでございます。

続いて、35ページをお願いいたします。35ページの下段でございます15款県支出金でございます。収入済額17億9,502万6,531円でございます。収入未済額の1億2,326万1,000円につきましては、これも事業の繰り越しに伴います総務費、農林水産業費、災害復旧費等の県の補助金がそれぞれ収入未済となったものでございます。

続いて、49ページをお願いいたします。16款の財産収入は、収入済額7,143万6,034円でございます。

続いて、53ページをお願いいたします。17款の寄附金でございますが、収入済額477万7,615円でございます。

続いて、18款繰入金につきましては、収入済額2億8,066万984円でございます。

57ページをお願いいたします。19款の繰越金でございます。収入済額2億9,766万2,261円でございます。

次に、20款諸収入でございますが、収入済額が2億6,562万3,368円でございます。調定額に対します収納率は39.5%で、4億688万9,142円が収入未済となっております。

続きまして、63ページをお願いいたします。

21款市債でございますが、収入済額が40億8,600万円でございます。収入未済額の6億1,140万円につきましては、事業の繰り越しに伴います総務債、民生債、衛生債農林水産業債、土木債、教育債、特別会計繰入債、災害復旧債がそれぞれ収入未済となったものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出につきまして款別に御説明をいたします。69ページをお願いいたします。

1款の議会費でございますけれども、支出済額が1億8,570万132円、執行率は98.2%でございます。

続きまして、2款総務費でございますが、支出済額が54億5,771万2,282円で、執行率は85.3%でございます。繰越明許費の7億9,120万2,000円につきましては、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費、購入財産購入費、備品購入費、負担金補助及び交付金等でございます。

91ページをお願いいたします。3款の民生費でございますが、支出済額52億3,883万1,334円で、執行率は97.0%でございます。なお、繰越明許費7,510万円につきましては、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費でございます。

103ページをお願いいたします。4款衛生費でございますが、支出済額は29億2,887万2,641円、執行率は97.9%でございます。

107ページをお願いいたします。5款の労働費につきましては、支出がございませんでした。

続きまして、6款農林水産業費でございますが、支出済額は16億545万323円、執行率は92.0%でございます。繰越明許費1億718万7,000円につきましては、事業の繰り越しに伴います工事請負費、負担金及び交付金などがございます。

115ページをお願いいたします。下段にございます7款の商工費でございますが、支出済額1億3,703万6,922円、執行率は98.3%でございます。

続いて117ページをお願いいたします。8款の土木費でございますが、支出済額は13億9,251万9,729円で、執行率は89.1%でございます。繰越明許費1億976万円は、事業の繰り越しに伴います工事請負費、繰出金等でございます。

125ページをお願いいたします。9款の消防費でございますが、支出済額は6億4,167万3,532円、執行率は95.4%でございます。繰越明許費700万円につきましては、事業の繰り越しに伴います工事請負費でございます。

す。

続いて、127ページをお願いいたします。10款の教育費でございますが、支出済額は26億6,166万5,794円、執行率は87.1%でございます。繰越明許費3億6,953万7,000円につきましては、事業の繰り越しに伴います事業費委託料、工事請負費などがございます。

次に、145ページをお願いいたします。11款の災害復旧費でございます。支出済額2億3,853万3,021円、執行率は51.4%でございます。繰越明許費2億2,438万7,000円につきましては、事業の繰り越しに伴います工事請負費等を繰り越すものでございます。

続きまして、12款交際費でございます。支出済額は42億4,656万9,162円で、執行率は99.96%でございます。

次に147ページをお願いいたします。13款の諸支出金でございます。支出済額は66万9,004円で、執行率は90.9%でございます。

なお、14款の予備費につきましては、支出はございません。歳出につきましては以上でございます。

続いて、12の特別会計の決算の御説明をさせていただきますが、説明につきましては各会計の収支概要のみということとさせていただきたいと思っております。御了承をいただきたいと思います。

最初に、平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計の歳入歳出決算でございます。151ページをお願いいたします。

まず歳入の決算でございます。予算現額は36億1,714万5,000円、調定額が39億2,827万5,426円。これに対しまして、支出済額が37億9,829万7,540円で、収納率は96.7%でございます。収入未済額1億1,726万6,537円につきましては、1,319万9,449円の不納欠損処分を行った後の国民健康保険税が収入未済となったものでございます。

155ページをお願いいたします。155ページは歳出の決算でございます。予算現額36億1,714万5,000円に対しまして、支出済額は34億9,718万271円。執行率は96.7%でございます。

続いて158ページをお願いいたします。実質収支につきましては、歳入総額37億9,829万8,000円、歳出総額34億9,718万円で、歳入歳出差引額は3億111万8,000円の黒字となりました。これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成22年度安芸高田市老人保健特別会計の歳入歳出決算でございます。189ページをお願いいたします。189ページは歳入の決算でございますが、予算現額が363万6,000円、調定額328万6,075円に対しまして、収入済額も同額でございます。収納率は100%、収入未済はございません。

191ページをお願いいたします。続いて、歳出の決算でございます。予算現額363万6,000円に対しまして、支出済額は328万6,075円で、執行率は90.4%でございます。

続いて、194ページをお願いいたします。実質収支につきましては、

歳入歳出総額ともに328万6,000円で、歳入歳出差引額は0円でございます。なお、この安芸高田市老人保健特別会計につきましては、平成22年度をもちまして廃止をいたしたところでございます。

次に、平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算でございます。203ページをお願いいたします。203ページは歳入の決算でございますが、予算現額4億201万7,000円、調定額4億341万2,809円に対しまして、収入済額は4億812万2,372円で、収納率は101.2%となっております。これは収入済額に、未還付額537万3,693円を含んでいるために収入済額が調定額を上回ったということでございます。収入未済額の66万4,136円につきましては、後期高齢者医療の保険料が収入未済となったものでございます。

続いて、205ページをお願いいたします。205ページは歳出の決算でございます。予算現額4億201万7,000円に対しまして、支出済額は4億1万3,938円で、執行率は99.5%でございます。

208ページをお願いいたします。実質収支でございますが、収入総額4億812万2,000円、歳出総額4億1万4,000円で、歳入歳出差引額は810万8,000円の黒字となりました。これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成22年度安芸高田市介護保険特別会計の歳入歳出決算でございます。219ページをお願いいたします。219ページは歳入の決算でございますが、予算現額38億3,751万2,000円、調定額38億713万6,358円に対しまして、収入済額は38億51万9,574円、収納率は99.8%でございます。収入未済額の569万6,718円は、137万8,516円の不納欠損処分を行った後の介護保険料が収入未済となったものでございます。

続いて223ページをお願いいたします。続きまして、歳出の決算でございます。予算現額38億3,751万2,000円に対しまして、支出済額は37億6,777万7,578円、執行率は98.2%でございます。

次に、226ページをお願いいたします。実質収支につきましては、歳入総額38億52万円、歳出総額37億6,777万8,000円、歳入歳出差し引き額は3,274万2,000円の黒字となって、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計の歳入歳出決算でございます。251ページをお開きください。251ページは歳入の決算でございますが、予算現額は4,566万3,000円、調定額が4,559万1,107円に対しまして、収入済額も同額でございます。収納率は100%、収入未済はございません。

続いて、253ページをお願いいたします。253ページは歳出の決算でございますが、予算現額4,566万3,000円に対しまして、支出済額4,490万3,188円で、執行率は98.3%でございます。

続いて、256ページをお願いいたします。実質収支につきましては、歳入総額4,559万1,000円、歳出総額4,490万3,000円で、歳入歳出差し引き額は68万8,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしま

した。

次に、平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。261ページをお願いいたします。261ページにつきましては、歳入の決算でございます。予算現額7億984万円、調定額7億675万2,771円に対しまして、収入済額は5億5,742万4,126円、収納率は78.9%でございます。収入未済額1億4,930万203円につきましては、2万8,442円の不納欠損を処分した後の加入者分担金、下水道の使用料、それから事業の繰り越しに伴います国庫補助金、一般会計繰入金、市債等がそれぞれ未収金となったものでございます。

263ページをお願いいたします。263ページは歳出の決算でございますが、予算現額7億984万円に対しまして、支出済額は5億4,816万9,671円で執行率は77.2%でございます。繰越明許費1億5,719万2,000円につきましては、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費等でございます。

266ページをお願いいたします。実質収支といたしましては、歳入総額5億5,742万4,000円、歳出総額5億4,819万円、差引額923万4,000円となりまして、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、実質収支につきましては、繰越明許費にかかります一般財源等914万1,000円を差し引きました9万3,000円の黒字となっております。

次に、平成22年度安芸高田市特別環境保全公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。275ページをお願いいたします。歳入の決算でございますが、予算現額6億1,588万7,000円、調定額6億797万4,823円に対しまして、収入済額5億5,766万8,452円で、収納率は91.7%でございます。収入未済額5,030万4,766円につきましては、8,473円の不納欠損処分を行った後の下水道使用料、それから事業の繰り越しに伴います国庫補助金、一般会計繰入金、市債等がそれぞれ収入未済となったものでございます。

277ページをお願いいたします。277ページは歳出の決算でございますが、予算現額6億1,588万7,000円に対しまして、支出済額は5億5,442万6,966円、執行率は90.0%でございます。繰越明許費5,220万円につきましては、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費等でございます。

280ページをお願いいたします。実質収支につきましては、歳入総額5億5,766万8,000円、歳出総額5億5,442万7,000円、歳入歳出差引額324万1,000円となりまして、これを翌年度に繰り越しをいたしました。なお、実質収支でございますが、繰越明許費にかかります一般税源320万円を差し引いて4万1,000円の黒字ということになっております。

次に、平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算でございます。289ページをお願いいたします。289ページにつきましては、歳入の決算でございますが、予算現額3億8,733万5,000円、調定額3億8,135万3,250円に対しまして、収入済額は3億8,026万7,390円で、収納率は99.7%でございます。収入未済額106万7,638円につきましては、

1万8,222円の不納欠損処分を行った後の下水道使用料、加入者分担金等がそれぞれ未収金となったものでございます。

291ページをお願いいたします。291ページは歳出の決算でございますが、予算現額3億8,733万5,000円に対しまして、支出済額は3億8,023万5,691円、執行率は98.2%でございます。

続いて、294ページをお願いいたします。294ページ、実質収支でございますけれども、歳入総額3億8,026万7,000円、歳出総額3億8,023万6,000円、歳入歳出差引額は3万1,000円となります。これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、安芸高田市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算でございます。303ページをお願いいたします。303ページは、まず歳入の決算でございます。予算現額2億1,394万円、調定額2億1,141万4,052円に対しまして、収入済額2億978万8,701円、収納率は99.2%でございます。収入未済額158万1,671円につきましては、4万3,680円の不納欠損処分を行った後の浄化槽使用料が未収となったものでございます。

続いて、305ページをお願いいたします。305ページは歳入の決算でございます。予算現額2億1,394万円に対しまして、支出済額2億976万3,315円、執行率は98.0%でございます。

続いて、308ページをお願いいたします。実質収支につきましては、歳入総額2億978万9,000円、歳出総額2億976万3,000円で、歳入歳出差引額は2万6,000円の黒字となりまして、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成22年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の歳入歳出決算でございます。317ページをお願いいたします。317ページは歳入の決算でございます。予算現額1,015万9,000円、調定額896万546円に対しまして、収入済額も同額でございます。収納率は100%、未収金はございません。

319ページをお願いいたします。319ページは歳出の決算でございます。予算現額1,015万9,000円に対しまして、支出済額は891万4,211円、執行率は87.7%でございます。

続いて、322ページをお願いいたします。実質収支でございますが、歳入総額896万1,000円、歳出総額891万4,000円、歳入歳出差引額は4万7,000円の黒字となりまして、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

続きまして、平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。329ページをお願いいたします。

まず、歳入の決算でございますが、予算現額は5億2,626万2,000円、調定額が5億1,891万8,661円、これに対しまして、収入済額が5億1,194万2,186円、収納率は98.7%でございます。収入未済額699万8,060円は2,260円の不納欠損処分を行った後の水道使用料が収入未済となったものでございます。

続いて331ページをお願いいたします。331ページは歳出の決算でござ

います。予算現額5億2,626万2,000円に対しまして、支出済額は5億1,178万7,016円で、執行率は97.2%でございます。

続いて334ページをお願いいたします。334ページは実質収支でございます。歳入総額5億1,194万2,000円、歳出総額5億1,178万7,000円、歳入歳出差引額は15万5,000円の黒字となりまして、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計の歳入歳出決算でございます。343ページをお願いいたします。

まず、歳入の決算でございます。予算現額は1,366万9,000円、調定額1,246万8,626円に対しまして、収入済額も同額でございます。収納率は100%、収入未済はございませんでした。

続いて345ページをお願いいたします。345ページは歳出の決算でございますが、予算現額1,366万9,000円に対しまして、歳出総額は1,244万5,611円、執行率は91.0%でございます。

続いて、348ページをお願いいたします。実質収支といたしましては、歳入総額1,246万9,000円、歳出総額1,244万6,000円で、歳入歳出差引額は2万3,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

355ページ以降につきましては、公有財産、債券、物品、基金等の財産に関する調書でございます。以上で、要点の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

次に、監査委員から、本14件に関する審査意見の報告を求めます。

代表監査委員 木原張登さん。

○木原代表監査委員 代表監査委員の木原張登でございます。平成22年度の一般会計、特別会計及び水道事業の決算の審査でございますが、その執行状況等につきまして、今村監査委員と監査を行い、合議に達しましたので御報告申し上げます。

初めに、平成22年度安芸高田市各会計、歳入歳出決算に関する審査意見につきまして、御報告申し上げます。地方自治法第233条第2項の規定により、安芸高田市から審査に付されました平成22年度安芸高田市一般会計及び12の特別会計の歳入歳出につきまして、7月22日から8月9日までの期間、定期監査及び例月出納検査の結果を踏まえ、安芸高田市監査基準に基づき審査を行ったものでございます。

審査は決算及び付属書類について、係数の確認とともに予算の執行が合法的に行われているか。またその会計処理が適正に行われたかどうかを主眼として行うとともに、普通会計による決算財政状況につきましても審査を行いました。

審査の結果、平成22年度各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつそれらの係数は関係諸帳簿及び証書類と符合して正確であることを認めました。

また各会計の歳入歳出の予算の執行状況及び財産の管理状況についてもおおむね適正であると認めました。なお、決算の概況、各会計の状況、財産に関する調書及び審査に当たりましての意見は、お手元に配布されております意見書に記載しておりますが、特に意見といたしましては、1点目として未収金の効率的な収納対策について。2点目といたしまして、不納欠損処分 of 厳正化。3点目といたしまして、補助金の適正な執行。4点目として、行政評価制度の有効な活用について述べさせていただきました。

次に、普通会計による決算財政状況でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、安芸高田市長から審査に付されました、平成22年度安芸高田市健全化判断比率等につきまして審査を行っております。審査は、健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令等に準拠して算定されているか、またその算定の基礎となる書類を適正に作成されているかを検証し、関係資料の照合を行いました。

審査の結果、法令に準拠して算定されており、また書類は適正に作成されていることを認めました。

次に、平成22年度安芸高田市水道事業の決算に関する意見につきまして、御報告申し上げます。地方公営企業法第30条第2項の規定により、安芸高田市長から審査に付されました平成22年度安芸高田市水道事業の決算につきまして、7月1日から8月8日までの期間、例月出納検査の結果を踏まえ、安芸高田市監査基準に基づき審査を行ったものでございます。審査は、決算及び付属書類について係数の正確性を検証するとともに、関係法令に準拠して作成され、事業の経営成績及び財政状況を適正に表しているかを主眼として、経営環境の類似した団体との比較、検討を行いました。

審査の結果、審査で付された決算及び付属書類は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その係数は正確で当年度の経営成績及び当年度末の財政状況を明瞭に表示しているものと認めました。また、経営の成績や財務の状況を経営指標によって分析しましたところ、特に問題となる事項は見受けられませんでした。なお、事業の成績、予算執行の状況、経営成績及び財政状況などはお手元に配布されております意見書に記載しておりますが、特に意見といたしましては、緊急時の体制強化や包括的外部委託に向けた取り組み、効率的・効果的な業務計画の作成について述べさせていただきました。

終わりに、平成26年度以降に発生いたします普通交付税の合併特例加算額の縮減問題を考えますと、これからもさらなる財政支出の抑制が必要でございます。そのためには選択と集中による施策の仕分けを早急に行い、財政健全化計画や行政改革推進実施計画の着実な執行による緊縮財政の運営が不可欠で、レバレッジ効果の高い施策を検討する必要があると考えます。

今後とも、「人輝く安芸高田」の実現に向け、引き続き、事業の有効



性、必要性、優先順位等について適切な選択を行うとともに、目標管理に基づいた事務事業が執行され、健全な行財政運営を推進し、市政の発展と市民福祉の増進に努められることを要望いたしまして、審査意見の報告とさせていただきます。

○藤井議長 以上で審査意見の報告を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本14件については、決算常任委員会に付託して、審査することにいたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、本14件については、決算常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。  
この際11時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時04分 休憩

午前 11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○藤井議長 日程第17、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由を御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の退任に伴う後任候補者を、法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本件は、3月16日をもって退任されました、吉田町の本田清美委員の後任候補者として、松林祥子さんを推薦するものであります。

松林祥子さんは、昭和54年から社会福祉法人報正会に勤務され、積極的に人権擁護活動に取り組まれております。現在も社会福祉法人報正会入江保育園に勤務され、人権啓発活動に多大な貢献をされてきました。

松林祥子さんは人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲をもって人権擁護活動に取り組んでいただけの方であり、人権擁護委員として適任であると判断し、推薦するものであります。どうぞよろしく御審議のうえ、適切なるご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思  
いますが、御異議ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、さよう取り計らいます。

これより諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ  
いて」の件を採決いたします。

本件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ありませんか。

(質疑なし)

御質疑なしと認めます。よって本件は、諮問のあった1名を適任とす  
ることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第65号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改  
正する条例

○藤井議長 日程第18 議案第65号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一  
部を改正する条例」の件を議題といたします。議案の朗読は省略いたし、  
提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第65号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正す  
る条例について」の提案理由を御説明を申し上げます。

本案は、行政改革実施計画に基づき取り組みを進めております基幹集  
会所の指定管理者制度導入について、このたび、新たに吉田町の1施設  
及び甲田町の1施設について、条例の別表中の管理を行う者を「市長」  
から「指定管理者」に改めるものであります。よろしく御審議の上、適  
切なる議決をお願いをいたしたいと思えます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 要点の御説明をいたします。提案理由に基づき、別表1を市長から指  
定管理者に改めております。

施行日につきましては、来年4月1日といたしております。なお、議決  
をいただきましたら、施行日までに安芸高田市公の施設における指定管  
理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者の選定を行い、指  
定管理を行う者の同意を得る議案を提案する予定といたしております。  
以上でございます。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

8番 山根温子さん。

○山根議員 基幹集会所の設置及び管理条例の一部を改正するということですがけれ  
ども、市長の説明の中に、行革の中、方向性としてこういうことをされ  
ると一言ありました。

現在、地区集会所については無償譲渡、無償貸与という形でかなり進んでますけれども、また基幹集会所について指定管理者という流れが、動き出すのであれば、現在、市における基幹集会所の数と現時点で基幹集会所としてどれぐらい指定管理者へ移行する、実態的に移行しているところがあればその数について、お聞かせいただきたいと思います。

○藤井議長 　ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
総務部長 　沖野文雄君。

○沖野総務部長 　基幹集会所はおおむね振興会単位に、吉田町6カ所、八千代町4カ所、美土里町4カ所、高宮町7カ所、甲田町4カ所、向原町12カ所で、市内に37カ所設置されております。今回の条例改正で、市長が管理するものは八千代町2カ所、甲田町3カ所、及び向原町5カ所の計10カ所となります。指定管理者制度への進捗率は73%となっております。以上でございます。

○藤井議長 　以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。  
（質疑なし）

○藤井議長 　質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思っております。  
これに御異議ありませんか。  
（異議なし）

○藤井議長 　御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
（討論なし）

○藤井議長 　討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第65号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第66号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第67号 財産の無償譲渡について【上佐々井集会所・中佐々井集会所・北原集会所・高田原多目的集会所】

日程第21 議案第68号 財産の無償貸付について【上佐々井集会所・中佐々井集会所・北原集会所・高田原多目的集会所】

○藤井議長 　日程第19、議案第66号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件から、日程第21、議案第68号「財産の無償貸付について【上佐々井集会所・中佐々井集会所・北原集会所・高田原多目的集会所】」の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　それでは、議案第66号から議案第68号までの提案理由についての御説

明を申し上げます。

議案第66号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について」の御説明を申し上げます。本案は、行政改革推進計画に基づき取り組みを進めております地区集会所の地元譲渡について、その手続が完了したことに伴い、関係条例の改正を行うものであります。

今回、八千代町の上佐々井集会所、中佐々井集会所、北原集会所及び甲田町の高田原多目的集会所を地元へ無償譲渡する運びになりましたことから、安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の別表に規定している当該集会所を削除するものであります。

続いて、議案第67号「財産の無償譲渡について」の御説明を申し上げます。本案は、議案第66号に関連し、地元へ譲渡する八千代町の上佐々井集会所、中佐々井集会所、北原集会所及び甲田町の高田原多目的集会所を地域の財産として有効に利活用していただくため、地元の団体へ無償で譲渡したく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第68号「財産の無償貸付について」、御説明を申し上げます。本案は、議案第66号及び第67号と関連をし、今回地元へ譲渡する八千代町の上佐々井集会所、中佐々井集会所、北原集会所及び甲田町の高田原多目的集会所の敷地が市有地であることから、市有地を譲渡先に無償で貸し付けたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、3議案につきまして、慎重に御審議くださり、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 要点の御説明をいたします。議案第66号は、無償譲渡する4カ所の地区集会所について、別表第1から当該集会所を削除いたしております。削除する集会所につきましては、説明資料に位置及び現状写真を添付いたしております。

議案67号でございますが、上佐々井集会所は上佐々井区、中佐々井集会所は門出行政区、北原集会所は北原地区、高田原集会所は高田原地区の地縁団体に無償譲渡するものでございます。

議案第68号でございますが、地元地縁団体に無償貸付する私有地の所在、面積及び貸付期間等について掲載、まとめております。以上でございます。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番 山根温子さん。

○山根議員 先ほども、基幹集会所について質問いたしました。地区集会所、これはかなり進んできていると思います。この現在の状況、議案第66号につ

いてお尋ねいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 合併前の旧町におきましては、地区集会所は吉田町15カ所、八千代町7カ所、美土里町18カ所、高宮町20カ所、甲田町24カ所、向原町11カ所で、市内に95地区集会所が設置されていたと把握いたしております。

今回の条例改正で、地区集会所は吉田町3カ所、八千代町3カ所、高宮町2カ所、甲田町6カ所、向原町9カ所の計23カ所となります。地元譲渡の進捗率は76%になります。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。ほかに。

8番 山根温子さん。

○山根議員 議案第67号、68号も関係するんですけどもお尋ねいたします。無償譲渡、無償貸与に関して、私が余り詳しくありませんので、相手方の件について、行政嘱託員また行政区区長が相手方になっております。68号について、貸与期間50年の3月31日ということですが、私が住んでいる集落では行政嘱託員、2年で変わっております。こういう相手方が変わる場合はどのようにされるのか、お尋ねいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 地区集会所の地元譲渡につきましては、その集会所を利用されておられる地縁団体、地縁団体とは一定の地区に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体というように解釈されますので、その地区の申請に基づきまして、譲渡先を決定いたしておるところでございます。申請の代表者に譲渡をいたしますので、その後は地元のほうで管理をされるということで、地元の中での代表者の選出ということになるかと理解をいたしております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

11番 前川正昭君。

○前川議員 無償譲渡ですが、この間いろいろと問題点があったんじゃないかと思えます。それも向原町で今から譲渡されるんですが、いろいろ集会所の周りが舗装されてないから舗装することが条件的にそういうことや、階段のタイルがはげとる、そこらの修理やら内蔵関係の修理等をされて譲渡されるんですか。お聞きします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 先ほど、合併前の地区集会所の状況を御説明いたしましたが、例えて申しますと、美土里町は合併と合わせて地区集会所はすべて地元へ譲渡されてきておったと。このようなことから行政改革の一環として地区集会所は地元へ無償譲渡して市内の均衡化を図りたいということから進めておるところでございます。

修繕箇所がたくさんあるわけですが、市の基本的な考えといたします

と、いわゆる振興会単位の基幹集会所は市が責任を持って管理をしていくということで、地区集会所については耐用年数とかがまいっておりますので、基本的には公の施設から廃止をしたいと。それをもって御利用がないようであれば、取り壊しをいたしたいという基本姿勢で御説明をいたしております。従いまして、今まで現在無償譲渡いたしております集会所につきましては、現状で譲渡をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案3件は委員会への付託を省略したいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより本案3件を個別に採決いたします。まず、議案第66号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第67号「財産の無償譲渡について【上佐々井集会所・中佐々井集会所・北原集会所・高田原多目的集会所】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第68号「財産の無償貸付について【上佐々井集会所・中佐々井集会所・北原集会所・高田原多目的集会所】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第69号 安芸高田市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第22、議案第69号「安芸高田市総合計画審議会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第69号「安芸高田市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、総合計画の基本構想策定の根拠規定である地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、「安芸高田市総合計画審議会条例」を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議のうえ、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 それでは、要点の説明をいたします。本案は、地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るための措置として、地方自治法の一部を改正する法律が平成23年8月1日に施行されたことを受け、関係条例の一部を改正するものでございます。具体的には、この法律改正により地方公共団体に対する市町村基本構想の策定義務が撤廃されましたことを受け、本条例において基本構想についての規定を残しつつ、引用条文を改めるものでございます。

なお、施行期日は地方自治法の一部を改正する法律の施行期日と整合させ、平成23年8月1日とするものでございます。

○藤井議長 以上をもって要点理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号「安芸高田市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第70号 三次市の公の施設の設置に関する協議について

○藤井議長 日程第23、議案第70号「三次市の公の施設の設置に関する協議について」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第70号「三次市の公の施設の設置に関する協議について」の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、安芸高田市区域内を通る三次市市道を設置することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3及び道路法第8条第3項の規定により、協議するものであります。安芸高田市区域内は甲田町の4路線でございます。よろしく御審議のうえ、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 議案第70号の要点の説明をいたします。

安芸高田市甲田町内を通る三次市道を設置する4路線についての協議がありましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

三次市の全市道再編による市道の廃止認定に伴い、市を越境して甲田町内を通る道路の協議でございます。

議案に添付してあります説明資料に基づき、説明させていただきますので、資料をごらんください。

1ページ目をごらんください。管内図で路線の位置を示しておりますが、安芸高田市甲田町と三次市境界にある4路線でございます。この路線は昭和59年、昭和62年に市道認定した路線であり、引き続き継続するものでございます。

2ページをごらんください。資料の上半分は三次市市道網図で、下半分は安芸高田市の道路網図の一部でございます。位置と写真を表示しております。2ページ目の路線は永屋銅亀線でございます。安芸高田市分は江の川の中央が市境になることから、三次市下川立町境から安芸高田市甲田町深瀬690番6地先までの江の川を渡る深川橋の部分でございます。延長は49.4メートル安芸高田市分でございます。

次に、3ページをごらんください。下川立子ノ木線ございますが、江の川を渡る石見堂橋の関係でございます。安芸高田市分は江の川の中央が市境になる三次市下川立町境界から安芸高田市甲田町深瀬の国道54号交点までの地域で、延長は69.6メートルでございます。

次に、4ページをごらんください。市道大蔵線でございますが、安芸高田市分は三次市三和町境から安芸高田市甲田町長屋主要地方道世羅高田線交点までの地域で、延長は658.7メートルでございます。

次に、5ページをごらんください。市道川地147号線でございますが、安芸高田市分は、安芸高田市甲田町高田原2230番地先から三次市上川立境界までの境谷側に沿った路線で、川地147号線2号橋から境谷橋までの区域で延長は72.9メートルでございます。以上、図示しましたいずれの路線も道路法による認定で、住民の利用を妨げるものではありませんし、三次市の市道として認定するため、施設整備及び維持管理に要する経費



は三次市の負担となります。以上で、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
議案第70号「三次市の公の施設の設置に関する協議について」の件を  
起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第71号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び  
費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第24、議案第71号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第71号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由を御説明を申し上げます。

本案は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法として平成23年8月24日付で施行されました。

ついては、これまでの「体育指導委員」の名称が「スポーツ推進委員」と改められたことに伴い、本条例の別表（非常勤特別職の委員名）を改正するものであります。よろしく御審議のうえ、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 議案第71号につきまして、要点の御説明をいたします。  
議案書2ページをごらんください。このたびの改正につきましては、スポーツ基本法の改正に伴う非常勤特別職の名称変更でございます。法改正と同様、委員名称の改正を行うものでございます。

なお、安芸高田市体育指導委員に関する規則の全部改正は、平成23年9月7日開催の教育委員会において議決をいただいております。附則で、適用は改正スポーツ基本法の施行期日である平成23年8月24日といたしております。以上でございます。

- 藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第71号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第72号 財産の無償譲渡について【甲田浅塚公民館】

日程第26 議案第73号 財産の無償貸付について【甲田浅塚公民館】

- 藤井議長 日程第25、議案第72号「財産の無償譲渡について【甲田浅塚公民館】」の件、及び日程第26、議案第73号「財産の無償貸付について【甲田浅塚公民館】」の件、2件を一括して議題といたします。  
議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第72号及び議案第73号の提案理由を一括して御説明を申し上げます。

議案第72号「財産の無償譲渡について」御説明を申し上げます。本案は、地元へ譲渡する甲田町の浅塚公民館を地域の財産として有効に利活用していただくため、地元の団体へ無償で譲渡したく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第73号「財産の無償貸付について」の御説明を申し上げます。本案は、議案第72号と関連し、今回地元へ譲渡する甲田町の浅塚公民館の敷地が市有地であることから、市有地を譲渡先に無償で貸し付けたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案につきまして慎重に審議をいただき、適切なる議決をい

ただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 議案第72号、第73号につきまして、要点の御説明をいたします。小規模な社会教育施設につきましては、地区集会所同様、行政改革推進計画の中で地元に移管していくこととし、地元との協議を行い、随時無償で譲渡を進めております。

このたび3月議会におきまして、用途を廃止しました甲田浅塚公民館につきまして、浅塚地区振興会との協議が整いましたので、関係法令に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

なお説明資料といたしまして、一部施設概要を添付させていただいております。以上で、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより本案2件を個別に採決いたします。

まず、議案第72号「財産の無償譲渡について【甲田浅塚公民館】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第73号「財産の無償貸付について【甲田浅塚公民館】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第74号 平成23年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)

日程第28 議案第75号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第29 議案第76号 平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 日程第30 議案第77号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第31 議案第78号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予  
算 (第1号)
- 日程第32 議案第79号 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正  
予算 (第1号)
- 日程第33 議案第80号 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第34 議案第81号 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補  
正予算 (第1号)
- 日程第35 議案第82号 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予  
算 (第1号)
- 日程第36 議案第83号 平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算 (第1  
号)

○藤井議長 日程第27、議案第74号「平成23年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)」の件から、日程第36、議案第83号「平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)」の件までの10件を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 それでは、議案第74号から議案第83号までの提案理由について、一括して説明をさせていただきます。

議案第74号「平成23年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25億1,291万3,000円を追加し、予算の総額を250億7,659万円とするものであります。

歳入につきましては、地方交付税4億3,693万円、分担金及び負担金5万8千円、国庫支出金8億379万5,000千円、繰入金1億6,026万6,000円、諸収入2,604万8,000円、市債10億9,740万円をそれぞれ追加し、県支出金1,158万4,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費24億4,097万円、農林水産業費7,679万4,000千円、土木費6,740万5,000円、教育費2,085万4,000円、災害復旧費239万7,000千円をそれぞれ追加し、議会費381万3,000円、民生費124万6,000円、衛生費882万1,000円、商工費856万7,000円、消防費7,306万円をそれぞれ減額するものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を52億10万円と定めるものであります。

次に、議案第75号「平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」についての御説明を申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億8,406万1,000円を追加し、

予算の総額を38億4,791万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金8,677万9,000円、県支出金1,307万1,000円、療養給付費等交付金1億1,348万8,000円、繰越金2億408万7,000千円をそれぞれ追加し、前期高齢者交付金94万円、共同事業交付金3,053万7,000千円、繰入金188万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、保険給付費3億8,933万9,000千円、後期高齢者支援金等50万円、諸支出金3,027万3,000円をそれぞれ追加し、総務費188万7,000千円、前期高齢者納付金等3万4,000円、老人保健拠出金50万2,000円、介護納付金27万3,000円、共同事業拠出金3,335万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第76号「平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についての御説明を申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ605万4,000円を追加し、予算の総額を4億966万円3,000円とするものであります。

歳入につきましては、諸収入605万4,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、諸支出金605万4千円を追加するものであります。

次に、議案第77号「平成23年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についての御説明を申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,071万8,000円を追加し、予算の総額を38億8,328万円とするものでございます。

歳入につきましては、県支出金706万2,000円、繰入金393万4,000円、繰越金332万2,000円をそれぞれ追加をし、国庫支出金360万円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費407万5,000円、諸支出金678万4,000円をそれぞれ追加し、地域支援事業費14万1,000円を減額するものでございます。

次に、議案第78号「平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）」についての御説明を申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ300万3,000円を減額し、予算の総額を4,115万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金300万3,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費300万3,000円を減額するものであります。

次に、議案第79号「平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についての御説明を申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ742万6,000円を追加し、予算の総額を5億4,667万円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金212万6,000円、諸収入520万円、市債10万円をそれぞれ追加するものであります。

歳出につきましては、総務費42万6,000円、施設費700万円をそれぞれ追加するものであります。また、地方債の補正につきましては、その借

入限度額を1億3,150万円と定めるものであります。

次に、議案第80号「平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についての御説明を申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ507万円を減額し、予算の総額を5億7,143万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、市債60万円を追加し、繰入金567万円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費507万円を減額するものであります。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を8,290万円と定めるものでございます。

次に、議案第81号「平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についての御説明を申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ201万円を追加し、予算の総額を3億8,739万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金201万円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費201万円を追加するものであります。

次に、議案第82号「平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」についての御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ294万6,000円を減額し、予算の総額を5億6,391万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金294万6,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費294万6,000円を減額するものであります。

次に、議案第83号、平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」についての御説明を申し上げます。本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして、既決予定額は2億6,210万8,000円で、補正予定額39万7,000円を増額し、予定総額を収入、支出それぞれ2億6,250万5,000円とするものでございます。

次に予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費既決予定額2,636万4,000円に補正予定額689万7,000円を減額し、予定総額を1,946万7,000円とするものであります。

以上、10議案につきまして、慎重に御審議をくださり、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本10件については、予算常任委員会に付託して、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、本10件については予算常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれにて散会いたします。次回は9月12日午前10時から再開いたします。御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 0時12分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員